

議案第 5 5 号

さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市公民館条例の一部を改正する条例

さいたま市公民館条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 2 7 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 2（第 2 0 条関係）		別表第 2（第 2 0 条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
さいたま市立 鈴谷公民館	[略]	さいたま市立 鈴谷公民館	[略]
さいたま市立 善前公民館	さいたま市南区大字太田窪 2 5 0 4 番地 5		

附 則

この条例は、平成 2 2 年 9 月 1 日から施行する。